四一一三・二〇	豚のもの	一・二%	B7	G					
	パーチメント仕上げをしたもの								
	その他のもの								
	染着色し又は模様付けしたもの								
	その他のもの	一・六%	B7	G	X				
四一一三・三〇	爬虫類のもの								
	パーチメント仕上げをしたもの								
	その他のもの								
	染着色し又は模様付けしたもの								
	わに革及びとかげ革								
	その他のもの	一・二%	B7	G					
	その他のもの								
四一一三・九〇	その他のもの	二%	B7	G	A				
	パーチメント仕上げをしたもの								
	その他のもの	一・二%	B7	G					
	染着色し又は模様付けしたもの								
	その他のもの	一・二%	B7	G	A				
四一・一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー				X				
四一・一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	一・二%	B7	G					
四一一五・二〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	〇・六%	B7	G					
第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品								
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、膝当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	一二・八%	B10	G	X				
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器	八%	B10	G					
四二〇二・一一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの								
	その他のもの	一二・八%	B10	G	X				
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの								
	その他のもの	一〇%	B10	G	X				
四二〇二・一九	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一六%	B10	G	X				
	その他のもの								
四二〇二・二一	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの								
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	一六%	B10	G	X				

四二〇二・一一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの								
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一一・二%	B10	G					
	革製又はパテントレザー製のもの								
	その他のもの	一二・八%	B10	G					
	その他のもの								
	革製又はパテントレザー製のもの	六・四%	B10	G					
	その他のもの								
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの	八%	B10	G	X				
四二〇二・一九	その他のもの								
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	六・四%	B10	G					
四二〇二・三一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの								
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	八%	B10	G	X				
	その他のもの								
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの								
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八%	B10	G					
	その他のもの	六・四%	B10	G					
四二〇二・三九	その他のもの	〇・八二%	B10	G					
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの								
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	八%	B10	G	X				
	その他のもの								
四二〇二・九九	木製のもの	〇・五四%	B10	G					
	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	〇・六八%	B10	G					
	その他のもの	〇・九二%	B10	G					
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）								
四二〇三・一〇	衣類	一六%	B10	G					
四二〇三・二一	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一〇%	B10	G					
	その他のもの								
四二〇三・二九	手袋、ミトン及びミット	一六%	B10	G					
	特に運動用に製造したもの								
四二〇三・三〇	毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B10	G	X				
	その他のもの								
四二〇三・四〇	ベルト及び負い革	一六%	B10	G	X				
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B10	G	X				
	その他のもの								
	その他の衣類附属品	一〇%	B10	G					
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B10	G					
	その他のもの	一〇%	B10	G					